香川大学学生短期貸付金について

○香川大学学生短期貸付金とは

香川大学学生短期貸付金（以下「貸付金」という。）は、緊急の出費等により経済的に窮迫している本学の学生に対し、本学が当面の資金を一時的に貸付する措置を講ずることをもって、学生生活の安定と学業への専念を図ることを目的とした制度です。

○貸付について

・対　象　者

本学に正規に在学する学部及び大学院の正規生

・貸　付　額

一の年度ごとに１回限り５万円を限度に１万円単位で貸付する。

・申 請 方 法

貸付を希望する学生は、短期貸付金申請書（様式１）に学生生活担当（指導）教員の所見及び認印を得て、各事務担当へ提出してください。

なお、特別な事情で、分割返済を希望する場合は、返済計画書（様式２）に詳細な返済方法及び返済回数等を記入し併せて提出してください。審査の上、許可されることがあります。

・貸付の可否

大学は、提出された申請書等から審査し、貸付の可否を書面でお知らせします。

・貸付金の交付

貸付が決定した場合は、借用書（様式３）を提出願い、各事務担当で受理後、申請書に記入願った振込口座に一括で入金されます。

なお、借用書には連帯保証人の自署欄がありますので、あらかじめ依頼をしておいてください。

・返 済 方 法

貸付金の返済期限は貸付を受けた翌日から起算して３ヶ月とします。

返済は原則として一括払いとし無利息としますが、借用者が、正当な理由がなく貸付金を返済すべき日までに返済しなかったときは、※延滞利息を支払ってもらいます。また、休・退学等学籍の異動等があった場合は、直ちに貸付金の全額を返済してもらいます。

なお、返済猶予申請書（様式４）を各事務担当に提出し、特別の事情があると認められたときは貸付期間が延長される場合があります。

※延滞利息

当該返済すべき日の翌日から返済した日までの期間の日数に応じ、返済すべき貸付金の額に法定利率により計算した額の延滞利息を支払ってもらいます。ただし、延滞利息に 100 円未満の端数があるとき又は延滞利息が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。